

原 発 本 第 2 2 号  
2 0 2 0 年 4 月 1 6 日

原子力規制委員会  
原 子 力 規 制 庁  
緊急事案対策室長 殿

九州電力株式会社  
原 子 力 発 電 本 部  
原 子 力 管 理 部 長

玄海原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業に  
対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省自動車局の組織再編に伴い、「玄海原子力発電所原子力事業者  
防災業務計画」の見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に  
基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付のとおり読み替える  
ことにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

敬 具

・添付資料

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表

(1/2)

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 海事局 検査測度課(国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 自動車局 <b>環境政策課</b>(国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力防災管理者 → 玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府(政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●● : 電話による通報文書の着信確認 --- : 電話による連絡</p>	<p>別図2-4(2) 原災法第10条第1項に基づく通報先 (事業所外運搬での特定事象発生時の通報先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>原子力防災管理者 → 内閣府(内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室(原子力規制委員会)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 海事局 検査測度課(国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 国土交通省 自動車局 <b>安全・環境基準課</b>(国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>原子力防災管理者 → 事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>原子力防災管理者 → 玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>本店通報連絡責任者 → 原子力防災管理者</p> <p>本店通報連絡責任者 → 経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府(政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先 → : ファクシミリ装置等による通報 ●● : 電話による通報文書の着信確認 --- : 電話による連絡</p>	<p>&lt;読替理由&gt; 国土交通省自動車局の 組織再編に伴う読み替え</p>

現 行	読み替え後	備 考
<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部 総括班長</p> <p>原子力防災管理者 (口頭)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>国土交通省 自動車局 環境政策課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部* 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部* 現地災害対策本部又はオフサイトセンター*</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ●→ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信 確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 --→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-5(2) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先 (事業所外運搬での事象発生時の連絡先)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 発電所対策本部 総括班長</p> <p>原子力防災管理者 (口頭)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 海事局 検査測度課 (国土交通大臣) (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>国土交通省 自動車局 安全・環境基準課 (国土交通大臣) (事象発生場所が陸上の場合)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県知事、市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する警察署</p> <p>事象発生場所を管轄する消防署</p> <p>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</p> <p>事象発生場所を管轄する海上保安部</p> <p>玄海原子力規制事務所 (原子力保安検査官、原子力防災専門官、 上席放射線防災専門官)</p> <p>事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部* 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部* 現地災害対策本部又はオフサイトセンター*</p> <p>本店対策本部 総括班長</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課 内閣官房 内閣府 (政策統括官付) 経済産業省 九州経済産業局 総務企画部 総務課</p> <p>□ : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 → : ファクシミリ装置等による連絡 ●→ : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信 確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。 --→ : 電話による連絡 * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>&lt;読替理由&gt; 国土交通省自動車局の 組織再編に伴う読み替え</p>